

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	1 熊本県環境保全型農業直接支払事業	1 環境保全型農業直接支払交付金 農業者団体等が化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取組に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組むために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者団体等	100分の75以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の増 3 事業費の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[遂行状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日  [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業) 活動組織への取組支援及び適切な履行確認の実施に必要な経費 (1) 法第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定 (2) 指導・推進 (3) 実施状況の確認 (4) その他環境保全型農業直接支払交付金の実施に必要な事項	4月1日から3月31日まで	市町村	定額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	2 地下水と土を育む農業育成事業	「地下水と土を育む農業推進条例」に基づく農業者等の取組支援に要する経費	4月1日から3月31日まで	市町村、農業協同組合、土壌診断を行う民間事業者等	2分の1以内 (上限1千円/診断1件。ただしCEC及び腐植を測定する場合は上限1,500円/診断1件)	事業費の30%を超える増減(ただし、「1 適正施肥推進」に係る増減及び入札による減を除く)	有 (第9条第2項第3号該当) ただし、2(2)は無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		1 適正施肥推進 農業者が負担する作付前土壌診断に要する経費	ただし、 2(2)は、 交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで							
		2 くまもとグリーン農業生産拡大支援 (1)推進事業 ①技術導入検討会の開催、有機JAS認証取得、消費者との交流会、国際水準GAP認証の更新(団体のみ)等に要する経費 ②グリーン農業表示マーク及び地下水と土を育む農畜産物等認証マーク作成に伴う掛増経費、表示マークを貼付した農産物の販売促進及びマーケティングに要する経費 ③マークを活用した農産物の店舗等におけるPRに関する資材等作成に要する経費 (2)技術導入支援 堆肥散布機、局所施肥機、防蛾灯等の減化学肥料・農薬に資する資材、機械の導入費等	4月1日から3月31日まで	市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者等の組織する団体、地域の農産物のブランド化を推進する団体、NPO法人、物産館、直売所等	2の(1)①、 ② 2分の1以内  2の(1)③ 定額(上限50万円)  2の(2) 3分の1以内 又は2分の1以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	3 国際水準GAP 認証取得支援事業	<p>「国際水準GAP」認証取得（新規・更新） に取組む農業の専門学科を有する教育機関及び 「国際水準GAP」認証取得（新規）に取組む 農業者等への取組支援に要する経費 対象GAP：①GLOBALG. A. P.、②A S I AGAP、③J GAP ※A S I AGAPは、農業教育機関の維持審 査のみ対象</p> <p>1 認証審査支援 上記GAPの認証審査費用及び審査員旅費 2 研修・指導受講支援 上記GAP認証取得に必要な研修・指導受 講費及び講師旅費 3 環境整備支援 上記GAP認証取得に必要な環境整備等に 係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した情報システム利用</li> <li>・分析・調査の実施</li> <li>・設備の改修資材の導入の取組み</li> </ul>	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	農業の専門学科を有する教育機 関、実需者と結びついた産地形 成に取組む農業者等の組織する 団体	定額（ただし 農林水産部長 が別に定める 上限の範囲 内）	事業費の30%を超える増 減	無	要	<p>[状況報告] 12月31日</p> <p>（ただし、知事が別に定め る概算払請求書をもって 代えることができるもの とする）</p> <p>[実績報告] 事業完了時</p>	<p>[状況報告] 1月15日</p> <p>[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで				無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画(以下「有機農業実施計画」という)の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費 (1) 有機農業実施計画の策定 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 飛躍的な拡大産地の創出		市町村、市町村が参画する協議会	定額 (上限:(1),(3)1,000万円、(2)800万円(2年目)、600万円(3年目)) また、(1),(2)で消費地との連携の取組みを実施する場合の金額に200万円加算 ただし、機械リース費に係る経費のみ2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 (1)~(3)の経費の相互間における30%を超える経費配分の増減			[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	2-1 有機転換推進事業(転換支援事業) 新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村  【事業主体】 農業者、農業者の組織する団体 市町村	定額(2万円/10a以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)
		2-2 有機転換推進事業(転換支援円滑化事業) 2-1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額				無	要

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	3 グリーンな栽培体系加速化事業 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術、気象変動に対応する技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 (1) 検討会の開催 (2) グリーンな栽培体系の検証 (3) グリーンな栽培マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信 (6) 消費者理解の醸成の取組 (7) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	(1)～(6)定額(上限300万円/地区、うち(6)は上限30万円) ただし、以下の①又は②の場合は上限360万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積の拡大に資する技術 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量の低減に資する技術 ・化学肥料の使用量の低減に資する技術 ・温室効果ガスの削減に資する技術 ・気象変動適応技術  (7)2分の1以内(上限:1,000万円) スマート農業技術の活用に関する法律に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に認定を受けることが確実な場合、(1)～(5)に上限100万円/地区を追加する。	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 (1)～(6)と(7)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日          [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	<p>4 省エネルギー型ハウス転換事業</p> <p>△重油等の化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸において、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系(以下「省エネルギー型ハウス」という。)への転換に向けた取組に要する経費</p> <p>(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成</p> <p>(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組</p> <p>ア, 検討会の開催</p> <p>イ, 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証</p> <p>ウ, 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等</p> <p>エ, 環境影響評価の実施</p> <p>オ, 横展開の取組</p> <p>※(2)を実施する場合、ア,イ,エ,オの取組は必須。</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業者等及び都道府県等を含む協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	定額 ただし、(2)ウにかかる費用は2分の1以内	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増</p> <p>3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減</p> <p>4 (1)～(2)の経費の相互間における30%を超える経費増減</p>	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	5-1 バイオマスの地産地消(推進事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥等の散布実証に要する経費 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策 (3) バイオ液肥散布車等の導入 (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	交付決定の日 又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、民間団体等	(1), (3) 2分の1以内 (2), (4) 定額 ただし、(1)、(2)、(4)の上限は500万円。	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 (1)~(4)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		5-2 バイオマスの地産地消(整備事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費 (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策(生産基盤強化モデル) (2) 地域資源循環の高度化 (3) バイオマス新技術活用モデルの構築							2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5 (1)~(3)の経費の相互間における30%を超える増減

(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	6 みどりの事業活動を支える体制整備(環境負荷低減事業活動) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画(みどり計画)又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)の認定を受けた農林漁業者(みどり認定者)が、環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費 (1) 機械導入事業 (2) 整備事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	特定計画の認定を受けている者、みどり計画の認定を受けている又は令和7年度末までに認定を受けることが確実な者であって、「グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業に協力する者	2分の1以内(上限:(1)200万円、(2)1,000万円) ただし、複数名で1つの特定計画又はみどり計画の認定を受け、共同利用する機械・施設の導入を行う場合は、(1)人数に応じ200万円を乗じた額(上限:1,000万円) (2)人数に応じ1,000万円を乗じた額	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 (1)~(2)の経費の相互間における30%を超える増減 5 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日    [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	7 地域循環型エネルギーシステム構築(化学技術振興事業) 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電や次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組及び未利用資源(稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等)のエネルギー利用を促進する取組に要する経費 (1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 ①推進会議の開催 ②課題解決に向けた調査等 ③営農型太陽光発電設備の導入 ※原則として、①②の取組みは必ず行うものとするが、前年度に当事業において同様の取組みを実施していた場合、③の取組みのみであっても実施可能。 (2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援 ①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 ②未利用資源の混合利用促進実証調査 (3) 次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組支援 ①推進会議の開催 ②課題解決に向けた調査等 ③次世代型太陽電池の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 協議会(農業者、発電事業者及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者の組織する団体(農事組合法人等)が必須構成員) (2) 地方公共団体又は民間団体等 (3) 協議会(農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有するもの及び都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農林水産業者の組織する団体(農事組合法人等)が必須構成員)	(1) ①②: 定額(上限200万円、ただし市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画を作成している又は事業実施年度末までに作成が見込まれる場合、上限1,000万円) (1) ③2分の1(上限800万円) (2) 定額((2)①のみ上限500万円) (3) ①②定額(機械の賃借に係る経費は2分の1) (3) ③2分の1	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日    [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	4 みどりの食料システム戦略地域支援事業(みどりの食料システム戦略推進交付金)	8 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域を形成することを目的とし、都道府県・市町村協議会等が行う、農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う農業由来の廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発及び紙マルチ、生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組に資する経費  (1) 推進会議の開催 (2) 課題解決に向けた実証等 ア, 新たなリサイクル技術の実証 イ, 回収システムの実証 ウ, 排出抑制に資する資材への転換 エ, 排出抑制のための普及啓発  (1) 及び (2) ア又はイの取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	都道府県または農業由来の廃プラスチック処理に係る都道府県協議会、市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会	定額(上限:(2)ア800万円、(2)イ150万円、(2)ウ又はエ300万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 経費の相互間における30%を超える増減 5 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日    [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日



課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	6 スマート農業導入拡大支援事業	スマート農業機械の利用体験事業 スマート農業技術の活用を促進するため、農業者等がスマート農業機械等をリース・レンタルし、スマート農業の利便性を体験するために必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業法人、農業者の組織する団体（構成員3戸以上）、農業協同組合、市町村等	定額（上限300千円）	1 事業主体の変更 2 事業内容取組の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業技術課	7 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業(スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業)(R7経済対策)	サービスの提供範囲が概ね地域の農業支援サービス事業者等が行う以下の取組みに要する経費 1 立上げ・事業拡大の取組 サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大等に取り組む場合に必要以下の取組に要する経費 (1)サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施 (2)サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施 (3)サービス事業を企画・運営する専門人材の育成 (4)サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施 (5)サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施 (6)本事業の実施に係る検討会の開催 2 スマート農業機械等の導入 サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 農業支援サービス事業者等 ※農業支援サービス事業者は必須 2 農業支援サービス事業者	1 定額(上限1,500万円、ただし、事業実施主体が、スマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合:3,000万円)  2 2分の1以内 (上限1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合:3,000万円、事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と合致している場合:5,000万円)	1 事業内容取組の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減	無	要	〔中間報告〕 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする)  〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日             〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	8 スマート農業・ 農業支援サービ ス事業導入総合 サポート緊急対 策事業(スマート 技術体系への包 括的転換加速化 総合対策事業) (R7 経済対策)	<p>県域で事業を実施する取組主体が労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその導入効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行う産地の取組に要する経費</p> <p>1 事業費</p> <p>(1) 産地が策定する産地スマート計画に参加する農業者等による農業機械の導入等</p> <p>(2) 1 の農業機械の導入等に係る以下の関連経費</p> <p>① 人材育成に要する研修費・免許取得費、ソフトウェア・データ通信・データ利用等に係る契約料、導入機械に係る保険料等、機械オペレータ育成や機械の効率的な利用に必要な経費</p> <p>② 畔取りや畔の緩傾斜化等の簡易ほ場整備や改植等、機械の導入効果を高める栽培体系に転換するために必要な経費</p>	交付決定の日 又は交付決定 前着手承認の 日から事業完 了の日又は 3 月 31 日まで	<p>【補助事業者】 市町村、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和 6 年法律第 63 号) 第 8 条第 3 項に規定する認定生産方式革新事業者</p> <p>【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等</p>	<p>(1) : 2 分の 1 以内</p> <p>(2) ① : 定額 (上限 1,500 万円)</p> <p>(2) ② : 2 分の 1 以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者 : 10 分の 10 以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記の補助率及び補助額と同じ)を限度とする</p>	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業の新設、中止又は廃止</p> <p>3 事業費の 30% を超える増又は国庫補助金等の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金等の 30% を超える減</p> <p>5 1 事業費から 2 推進事務費への経費の増</p>	無	要	<p>〔中間報告〕 12 月 31 日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする)</p> <p>〔実績報告〕 事業完了時</p>	<p>〔中間報告〕 1 月 15 日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日</p>
		<p>2 推進事務費</p> <p>地域協議会が 1 の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督、調査検討等を行うのに要する経費</p>		<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 地域協議会</p>	<p>定額 (事業費の 10% 以内)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者 : 10 分の 10 以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記の補助率と同じ)を限度とする</p>					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するにあたり、直ちに現場での導入が可能な必要性の高い技術を用いた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで				無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		<p>1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業</p> <p>市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組み並びに輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組みに要する経費</p> <p>(1) 有機農業実施計画の策定</p> <p>(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践</p> <p>(3) 飛躍的な拡大産地の創出</p>	市町村又は市町村が参画する協議会	<p>定額</p> <p>(上限：(1), (3)1,000万円、(2) 800万円(2年目)</p> <p>また、(1), (2)で消費地との連携の取組みを実施する場合上記の金額に200万円加算</p> <p>ただし、機械リース費に係る経費のみ2分の1以内</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増</p> <p>3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減</p> <p>4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える経費配分の増減</p>	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	2-1 有機転換推進事業 (転換支援事業) 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費を支援する。	令和8年1月8日(みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱改正日)から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村  【事業主体】 農業者、農業者の組織する団体	定額 (2万円/10a 以内)	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
		2-2 有機転換推進事業 (転換支援円滑化事業) 2-1の支援を希望する農業者に対して行う、補助金の交付、実績報告及び実施状況の確認並びに指導の事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額 (上限: 2-1で申請のあった額の1割以内)				無	要

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	3 グリーンな栽培体系加速化事業 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術、気象変動に対応する技術と、先端技術等を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に要する経費 (1) 検討会の開催 (2) グリーンな栽培体系の検証 (3) グリーンな栽培マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信 (6) 消費者理解の醸成 (7) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、市町村、農業協同組合	(1)～(6) 定額(上限300万円/地区、うち(6)は上限30万円(継続事業に限る)) ただし、以下の①又は②の場合は上限360万円/地区とする。 ①有機農業の取組面積拡大に資する技術 ②以下の環境負荷軽減の取組みに複数取り組む場合 ・化学農薬の使用量の低減に資する技術 ・化学肥料の使用量の低減に資する技術 ・温室効果ガスの削減 ・気象変動適応技術 (7) 2分の1以内(上限1,000万円) スマート農業技術の活用に関する法律に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている又は事業実施年度内に受けることが確実な場合、(1)～(6)の上限額に100万円追加する。	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 3 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 4 (1)～(6)と(7)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日    [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	<p>4 省エネルギー型ハウス転換事業</p> <p>△重油等の化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸において、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系（以下「省エネルギー型ハウス」という。）への転換に向けた取組に要する経費</p> <p>(1) 地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成</p> <p>(2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組</p> <p>ア, 検討会の開催</p> <p>イ, 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証</p> <p>ウ, 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた農業機械等の導入等</p> <p>エ, 環境影響評価の実施</p> <p>オ, 横展開の取組</p> <p>※ (2) を実施する場合、ア, イ, エ, オの取組は必須。</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	農業者等及び都道府県等を含む協議会、都道府県、市町村、農業協同組合	定額(上限:(1)1,500万円、(2)2,500万円、うち(2)ウ2,000万円、(2)エ500万円) ただし、(2)ウにかかる費用は2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 (1)～(2)の経費の相互間における30%を超える経費増減	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	5-1 バイオマスの地産地消 (推進事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査・設計、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥等の散布実証に要する経費 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策 (3) バイオ液肥散布車等の導入 (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	交付決定の日 又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	地方公共団体、民間団体等	(1) 2分の1以内(上限500万円) (2) 定額(上限500万円) (3) 2分の1以内 (4) 定額(上限500万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 (1)～(4)の経費の相互間における30%を超える増減	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)
		5-2 バイオマスの地産地消 (整備事業) エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、農林漁業関連施設へのエネルギーの供給、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費 (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策 (生産基盤強化モデル) (2) 地域資源循環の高度化 (3) バイオマス新技術活用モデル構築 (スマート技術モデル)				2分の1以内 (上限:(3)5,000万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 (1)～(3)の経費の相互間における30%を超える増減			[実績報告] 事業完了時

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	6 みどりの事業活動を支える体制整備 (環境負荷低減事業活動) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 (みどり計画) 又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (特定計画) の認定を受けた農林漁業者 (みどり認定者) が、環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費 (1) 機械導入事業 (推進事業) (2) 施設整備事業 (整備事業)	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	○初めて認定を受けた特定計画認定者 ○初めて認定を受けたみどり計画認定者のうち、以下のア、イを満たすもの ア 有機農業面積 ・稲：4ha ・麦・大豆・雑穀：2ha ・いも類、露地野菜：1ha ・茶：1ha ・果樹：0,5ha ・施設園芸：0.5ha イ 市町村域を超えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取り組む目標を設定する。 ○初めて認定を受けた特定計画において、関連措置事業者に位置付けられた事業者	2分の1以内 (上限：(1) 200 万円、(2) 1,000 万円) ただし、総事業費が 100 万円以上のものに限る。 また、複数名で 1 つの特定計画又はみどり計画の認定を受け、共同利用する機械・施設の導入を行う場合は、 (1) 人数に応じ 200 万円を乗じた額 (上限：1,000 万円) (2) 人数に応じ 1,000 万円を乗じた額 (上限：2,000 万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施場所の変更 3 事業費の 30% を超える増減 4 (1) ~ (2) の経費の相互間における 30% を超える増減	無	要	[状況報告] 12 月 31 日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1 月 15 日    [実績報告] 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	<p>7-1 地域循環型エネルギーシステム構築 (化学技術振興事業)</p> <p>地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり、営農型太陽光発電や次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル的取組み及び未利用資源 (稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等) のエネルギー利用を促進する取組み等に要する経費</p> <p>(1) 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり ア 推進会議の開催 イ 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等 ウ 営農型太陽光発電設備の導入</p> <p>(2) 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査 ア バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証 イ 未利用資源の混合利用促進</p> <p>(3) 次世代型太陽電池 (ペロブスカイト) のモデル的取組支援 ア 推進会議の開催 イ 課題か行けるに向けた調査等 ウ 次世代型太陽電池の導入</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	<p>(1) 協議会 (農林漁業者、発電事業者、都道府県・市町村・農業委員会又は、農林漁業者の組織する団体が必須構成員)</p> <p>(2) 地域公共団体、民間団体等</p> <p>(3) 協議会 (農林漁業者、次世代型太陽電池の知見を有する者、都道府県・市町村・農業委員会または地域の農林漁業者の組織する団体が必須構成員)</p>	<p>(1) ア及びイ: 定額 (上限 200 万円、ただし市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画の作成している、または令和8年度末までの作成が見込まれる場合、上限 1,000 万円)</p> <p>(1) ウ: 2 分の 1 以内 (上限 800 万円)</p> <p>(2) 定額 ((2) アのみ上限 500 万円)</p> <p>(3) ア及びイ: 定額 (機械の賃借に係る経費 2 分の 1 以内)</p> <p>(3) ウ: 2 分の 1 以内</p> <p>(3) の上限は合計で 1,700 万円</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業費の 30% を超える増減</p> <p>3 経費の相互間における 30% を超える増減</p>	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	7-2 地域循環型エネルギーシステム構築 (整備事業) 地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため市町村が策定する農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画 (農林漁業循環経済先導計画) に基づき行う施設整備等に要する経費  (1) 再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯施設等の導入 (2) 営農型太陽光発電設備の導入	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	協議会、地域公共団体又は民間団体等	2分の1以内	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 経費の相互間における30%を超える増減 4 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日    [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	8 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 農業由来の廃プラスチックの資源循環と排出抑制の好循環を生み出すためのモデル地域を形成することを目的とし、都道府県・市町村協議会等が行う、農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証等の取組を支援するとともに、これと併せて行う農業由来の廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発及び紙マルチ、生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換の取組に資する経費 (1) 推進会議の開催 (2) 課題解決に向けた実証等 ア, 新たなリサイクル技術の実証 イ, 回収システムの実証 ウ, 排出抑制に資する資材への転換 エ, 排出抑制のための普及啓発  (1) 及び (2) ア又はイの取組は必須。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	都道府県または農業由来の廃プラスチック処理に係る都道府県協議会、市町村又は農業由来の廃プラスチック処理に関わる市町村協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は民間事業者が農業由来の廃プラスチック処理を目的に構成する協議会	定額(上限:(2)ア800万円、(2)イ150万円、(2)ウ又はエ300万円)	1 事業の新設又は廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 経費の相互間における30%を超える増減 4 事業実施場所の変更	無	要	[状況報告] 12月31日  (ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)  [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月15日    [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農業 技術 課	9 みどりの食料システム戦略緊急支援事業 (R7 経済対策)	<p>9 先進的有機農業拡大促進事業</p> <p>有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保等の取組に資する経費</p> <p>(1) スマート農機技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>ア スマート農業技術に関する機械等の導入</p> <p>イ 有機農業の拡大に向けた取組</p> <p>(ア) 資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置</p> <p>(イ) その他有機農業の拡大に必要な取組</p> <p>※アの取組は必須</p> <p>(2) 有機農業拡大支援</p> <p>※(1)の取組は必須。</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</p>	<p>(1)</p> <p>【補助事業者】</p> <p>市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>【事業主体】</p> <p>農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>(2)</p> <p>市町村、市町村を構成員とする協議会</p>	<p>(1) ア 1/2 以内、</p> <p>(1) イ (ア) 1/2 以内、</p> <p>(1) イ (イ) 定額</p> <p>((1) 上限 5,000 万円、うち(1)イ(ア)及び(イ)で上限 400 万円)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】</p> <p>・補助事業者：10 分の 10 以内</p> <p>ただし、事業主体に係る対象経費の補助率を限度とする。</p> <p>(2) 定額 (上限：800 万円)</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の 30%を超える増減</p> <p>4 経費の相互間における 30%を超える増減</p> <p>5 事業実施場所の変更</p>	無	要	<p>[状況報告]</p> <p>12月31日</p> <p>(ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了時</p>	<p>[状況報告]</p> <p>1月15日</p> <p>[実績報告]</p> <p>事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>